

常滑市パブリックコメント手続に関する要綱の考え方

<考え方>

- ①要綱の名称については、国を始め多くの自治体で使われており、定着化しつつある「パブリックコメント手続」とする。

パブリック (public) = 公衆、コメント (comment) = 意見

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、行政の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を推進することを目的とする。

<考え方>

- ①既にパブリックコメント手続に準じた方法で市民意見を求めたことがあるが、要綱の制定により統一ルールとして制度化するもの。
- ②行政の意思決定過程において、案の段階から情報を提供し、行政の透明性の向上を図るとともに、市民の意向を踏まえたよりよい計画づくりを行う。
- ③計画等に対する意見を得ることを目的とするものであり、計画等の賛否を問うものではない。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な計画等（以下「計画等」という。）の策定又は改廃に当たり、実施機関が案の段階で趣旨、内容等を公表し、市民等から当該計画等に対する意見の提出を受け、提出された意見に対する考え方を明らかにするとともに、意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に通勤し、又は通学する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

<考え方>

- ①実施機関は、地方自治法上の執行機関たる長及び行政委員会（地方自治法第180条の5）をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な施策の計画、方針、制度の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (4) 広く市民等が利用する施設の建設及び運営に係る基本的な計画の策定又は変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

<考え方>

- ①計画等が対象であるか否かは、意思決定を行う実施機関が本手続の趣旨に基づいて判断する。対象としない計画等については、その理由を明確にする。
- ②市の基本的な施策の計画、方針、制度とは、総合計画を始め市の方向性を示す基本的な計画等であり、例えば「生涯学習基本計画」、「男女共同参画プラン」、「市民参画推進指針」など。
- ③市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例とは、地方自治法第14条第2項に基づく条例が該当する。
(参考) 地方自治法第14条第2項…普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ④金銭徴収に関するものは、地方自治法第74条第1項で直接請求から除外されていることを踏まえて対象としない。
(参考) 地方自治法第74条第1項…普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。
- ⑤広く市民等が利用する施設とは、一般公衆の利用に供する施設をいう。なお、限られた地区を対象とした施設は除くが、関係住民の説明会等により個別に意見を聴取するものとする。
- ⑥議決機関に所属する議員提案の条例は、本手続の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合

- (2) 市民等からの意見聴取の手続が法令等により定められている場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合

<考え方>

- ①緊急を要するものとは、市民等の生命、身体、財産に関わるもの等早急に計画等を立案しなければその意義や効果が失われるようなもの及び上位法令により、実施時期が定められ本手続を経る時間がない場合をいう。なお、事務遅延を理由に本手続を経る時間がない場合は該当しない。
- ②軽微なものとは、計画等の基本的な考え方に影響を及ぼさない部分的な改正をいう。
- ③法令等とは、法律、政令等国の法令のほか、条例、規則等をいう。
- ④裁量の余地がない場合とは、国が全国的な統一基準を設けるなどその内容や基準が上位法令に規定され、その規定に基づき策定する場合などをいう。

(計画等の案の公表)

第4条 実施機関は、計画等の策定をしようとするときは、意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表しなければならない。

<考え方>

- ①意思決定を行う前の適切な時期とは、意思決定の過程の中で、早い段階で公表すべき場合もあれば、意見提出の判断がしやすい内容がまとまった段階で公表すべき場合もあり、案件に応じて時期を定める。
- ②公表する内容は、計画等の案に加え、市民等の理解に資するため、可能な限り関連する資料の公表に努める。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 広報とこなめ及び市ホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

2 前項に定めるもののほか、報道機関への情報提供、ケーブルテレビでの放送その他の方法を活用し、公表の周知に努めるものとする。

<考え方>

- ①広報とこなめについては、紙面の都合上、計画等の案の概要の掲載となる場合もあるが、市のホームページには、計画等の案の全文を掲載する。
- ②実施機関が指定する場所は、案件の担当窓口のほか、案件に応じて市内の公共施設を利用するなど、できる限り複数箇所とし、公表時にその場所を明示する。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、計画等の案を公表した日から1月程度の期間を設けて、意見の提出を受けるとする。

2 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は直接持参する方法によるものとする。

3 意見を提出しようとする市民等へは、住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）の明記を求めるものとする。

<考え方>

- ①募集期間は、1カ月を目安とする。やむを得ず期間を短縮する場合は、その理由を公表する。
- ②意見の提出方法は、書面又は電子データ等記録として確認できるものとし、電話等の正確に記録に残らないものは除く。
- ③無記名の意見も、原則として記名のある意見と同様の取扱いとする。
- ④募集期限の終了後に提出された意見の取扱いは、意思決定過程の状況に応じて判断する。

(意見の取扱い)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、計画等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び意見に対する実施機関の考え方を公表するものとし、計画等の案を修正したときは、修正の内容を公表するものとする。ただし、常滑市情報公開条例（平成11年常滑市条例第23号）第6条に規定する不開示情報に該当するものは除く。

3 第5条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

<考え方>

- ①意見に対する考え方を公表することにより、個別に提出者宛に回答はしない。
- ②公表の時期は、条例案は議会提出前、計画案等は計画等実施前とする。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、パブリックコメント手続を行っている計画等の実施状況について一覧表を作成し、指定する場所において閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。

<考え方>

- ①実施状況の公表に関わる事務は、市民協働課が行う。
- ②一覧表は、意見募集中案件、意見募集終了案件、意見募集結果公表案件及び

意見募集予定案件の4項目に整理する。

- ③実施状況の一覧表は、リアルタイムで公表していく必要があるため、広報紙による公表は行わない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に策定過程にある計画等については、この要綱の規定に準じてパブリックコメント手続を実施するよう努めるものとする。